

平成22年版

図書館要覧

(平成21年度の利用)



市立小樽図書館

平成22年版 市立小樽図書館要覧

目 次

1. 市立小樽図書館のあゆみ	1
2. 施設の概要	2
3. 図書館の予算	3
4. 機構(運営体制)	3
5. 蔵書状況	4
6. 平成21年度図書館利用概要	5
(1) 入館者数	6
(2) 登録者数と登録率	6
(3) 貸出者数及び貸出冊数	7
(4) レファレンス等集計数	7
(5) 相互貸借借受集計表	7
(6) 団体文庫	8
7. 平成21年度事業実施状況	9～10
8. 平成22年度事業計画	11～13
9. 図書館条例・規則	
■ 市立小樽図書館条例	
■ 市立小樽図書館条例施行規則	
■ 市立小樽図書館協議会規則	

1. 市立小樽図書館のあゆみ

大正 5年	8月	区立小樽図書館創立
大正 6年	8月	区立小樽図書館設置（小樽区役所内）
大正11年	8月	市制施行により市立小樽図書館と改称
大正12年	11月	旧図書館本館竣工
昭和17年	9月	書庫完成
昭和31年	7月	小樽博物館内に図書室開設
昭和41年	10月	博物館内図書室を市立小樽図書館手宮分室と改称
昭和43年	7月	市立小樽図書館協議会を設置
昭和47年	7月	市立小樽図書館北小樽分館（清水町3番1号）を開設（手宮分室を閉鎖）
昭和49年	7月	移動図書館車『そよかぜ号』運行開始（21ステーション）
昭和56年	7月	旧図書館解体 新図書館の建設に着手（旧館跡地）
昭和57年	11月	新図書館竣工
昭和58年	3月	新図書館開館
	5月	移動図書館車『うしお号』に更新
平成 9年	4月	総合・銭函・塩谷のサービスセンターで図書返却受付開始
平成10年	10月	小樽商大、小樽短大図書館とのネットワーク化を開始
平成11年	8月	道立図書館とOA化によりネットワーク化を開始
平成11年	12月	図書館ホームページの開設
平成12年	7月	都通り商店街『ふれあいプラザ』での図書返却受付開始
平成13年	4月	夜間開館を開始
		業務の電算化に着手（13～16年度の4ヵ年計画）
平成13年	10月	道新小樽市内版マイクロフィルム化実施（平成12年12月まで完成）
平成16年	4月	郷土資料を除く一般書・児童書のマーク化を終了し、図書館業務の電算化開始
平成17年	3月	郷土資料のマーク化を終了
平成17年	4月	図書館業務の電算化を完全実施
		開館時間を延長し、祝日開館を実施
平成18年	11月	創立90周年記念事業を実施
平成19年	3月	新図書館オープン25周年記念事業を実施
平成21年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施
平成21年	10月	市立小樽図書館北小樽分館 10月末で閉館

2. 施設の概要

市立小樽図書館

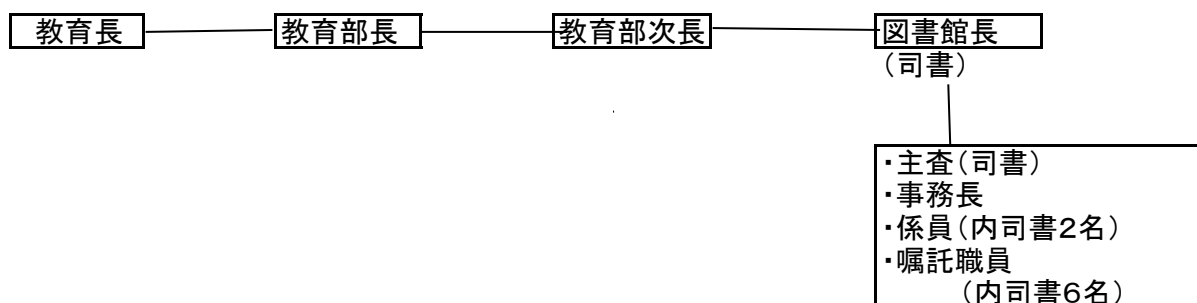
所在地	小樽市花園5丁目1番1号
■構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
■敷地面積	2,316.5 m ²
■建築面積	1,110.9 m ²
■延床面積	2,489.034 m ²
総工費	6億6,800万円（設備を含む）
1. 駐車場	13台収容
2. 一般室	57席（軽読書コーナーを含む） 開架図書 7万冊（6万冊配架・1万冊貸出中）
3. 児童室	24席 開架図書 2万9千冊（2万4千冊配架・5千冊貸出中） 紙芝居 普通版 1,020巻（大型版17巻は教材室にあり）
4. 郷土資料室	24席 開架図書 6千8百冊（小樽関係30%・北海道関係70%） 閉架図書 1万5千冊所蔵可能 小樽新聞 明治28年5月以降 北海タイムス 大正元年8月以降
5. 地下保存書庫	12万冊所蔵可能
6. 視聴覚室	70席
7. 会議室	12席
8. 学習室	60席
9. 休憩コーナー	17席
10. 移動図書館書庫	1万冊所蔵可能

3. 図書館の予算

(単位：千円)

経費名	内 容	平成21年度	平成22年度	前年度比
管理運営費	図書館協議会経費	54	54	0
	嘱託員報酬	16,807	16,976	169
	図書館バス経費	532	344	▲188
	読書週間等経費	32	142	110
	図書館電算機関係経費	4,000	3,693	▲307
	マイクロフィルム・リーダープリンタ賃貸	61	61	0
	管理経費 (旅費・コピー用紙等事務用品・郵送料 電話料・複写機使用料ほか)	2,005	2,005	0
	小 計	23,491	23,275	▲216
施設維持関係費	施設維持補修費	95	200	105
	燃料・光熱水費	4,584	4,260	▲324
	清掃等委託料	6,220	6,064	▲156
	小 計	10,899	10,524	▲375
図書等資料整備費	図書購入費	8,450	8,700	250
	新聞・雑誌購入費	2,000	2,000	0
	小 計	10,450	10,700	250
	合 計	44,840	44,499	▲341

4. 機構(運営体制)

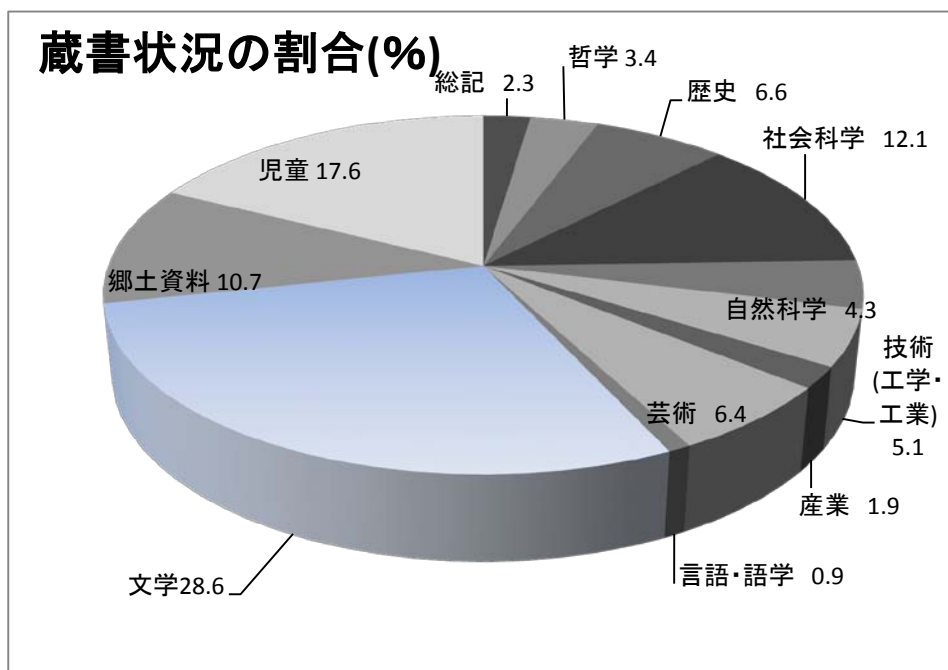


5. 蔵書状況

(単位:冊)

区分	本館	移動図書館	学校巡回文庫	合計	割合(%)
総記	6,261	139	10	6,410	2.3
哲学	9,152	155	3	9,310	3.4
歴史	18,024	136	7	18,167	6.6
社会科学	32,934	322	10	33,266	12.1
自然科学	11,654	212	8	11,874	4.3
技術(工学・工業)	12,781	1,146	1	13,928	5.1
産業	5,220	80	8	5,308	1.9
芸術	16,260	1,191	29	17,480	6.4
言語・語学	2,315	25	2	2,342	0.9
文学	72,007	6,513	41	78,561	28.6
郷土資料	29,465	8	0	29,473	10.7
一般書計	216,073	9,927	119	226,119	82.4
児童	38,731	4,732	4,758	48,221	17.6
合計	254804	14659	4,877	274,340	100.0

※ 分類は日本十進分類法による。



6. 平成21年度図書館利用概要

人 口	133,604 人	蔵書冊数	274,340 冊
開館日数(本館)	296 日	蔵書受入数	12,744 冊
入館者数(本館)	206,941 人	内、購入冊数	4,645 冊
登録者数(全体)	26,941 人	除籍蔵書冊数	6,472 冊
貸出者数(全体)	135,735 人	図書等資料整備費	10,450 千円
貸出冊数 (団体貸出を含む)	433,093 冊		

- 1日当たりの入館者数 $\frac{\text{入館者数}}{\text{開館日数}} = 699 \text{ 人}$
- 市民1人当たりの貸出冊数 $\frac{\text{貸出冊数}}{\text{人 口}} = 3.24 \text{ 冊}$
- 人口1人当たりの蔵書数 $\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人 口}} = 2.05 \text{ 冊}$
- 人口1人当たり資料整備費 $\frac{\text{資料整備費}}{\text{人 口}} = 78 \text{ 円}$



(1) 年度別入館者数

区分 年度	本館			分館			入館者数合計
	開館日数	入館者数	1日当たり 入館者数	開館日数	入館者数	1日当たり 入館者数	
17	294	204,631	696.0	101	2,505	24.8	207,136
18	294	207,279	705.0	104	2,498	24.0	209,777
19	298	206,267	692.2	103	2,568	24.9	208,835
20	297	208,115	700.7	103	2,458	23.9	210,573
21	296	206,941	699.1	59	639	10.8	207,580

(2) 登録者数と登録率

区分 年度	本館	分館	移動図書館	計	人口	登録率
17	15,820	138	845	16,803	141,605	11.9
18	18,519	185	1,091	19,795	139,712	14.2
19	20,830	212	1,303	22,345	137,693	16.2
20	23,102	223	1,477	24,802	135,500	18.3
21	25,131	229	1,581	26,941	133,604	20.2

(3) 貸出者数及び貸出冊数

区分 年度	本館		分館		移動図書館		貸出文庫等		合計	
	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
17	68,510	290,285	2,002	6,258	5,701	28,611	29,152	63,784	105,365	388,938
18	69,509	298,666	2,022	5,848	5,822	31,804	60,364	80,398	137,717	416,716
19	71,858	308,456	2,049	7,271	5,904	30,948	60,256	82,036	140,067	428,711
20	74,952	329,804	1,614	6,336	6,312	32,722	57,090	87,524	139,968	456,386
21	74,467	335,159	477	1,956	5,931	30,421	54,860	65,557	135,735	433,093

(4) レファレンス等集計表

年度		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
種別						
レファレンス件数		5,377	6,181	5,800	5,540	5,479
予約件数	本館	6,902	8,703	12,688	14,343	14,189
	移動図書館	634	1,357	1,869	2,468	2,605
	合計	7,536	10,060	14,557	16,811	16,794
購入希望件数	希望件数	1,326	1,358	1,395	1,444	1,405
	採用件数	1,240	1,224	1,303	1,309	1,180
	不採用件数	86	134	92	135	225

(5) 相互貸借借受集計表 (借受件数・借受冊数)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
件数	575	693	777	778	773
冊数	704	953	1,069	1,198	1,187

※ 平成11年8月18日から道立図書館情報システムネットワークに接続を開始。パソコンの導入により、北海道立図書館、その他大学図書館などの資料検索が可能になり、道内外の図書館からの借受が大幅に増加した。

※ 各年度を通じて、北海道立図書館から借り受けるケースが最も多い。

(6) 団体文庫

① 学校巡回文庫

小学校名	中学校名
忍路中央小学校	忍路中学校
塩谷小学校	塩谷中学校
長橋小学校	中学校 2校
祝津小学校	
高島小学校	
北手宮小学校	
若竹小学校	
桜小学校	
望洋台小学校	
豊倉小学校	
朝里小学校	
張碓小学校	
桂岡小学校	
銭函小学校	
潮見台小学校	
奥沢小学校	
天神小学校	

小学校 17校

② 貸出文庫

団体名
はまなす文庫
ケアポートそよかぜ
朝里小学校放課後児童クラブ A
朝里小学校放課後児童クラブ B
桂岡小学校放課後児童クラブ
あさりファミリア
小樽市立塩谷小学校文庫
手西文庫
小樽市立量徳小学校

貸出文庫 9文庫

7. 平成21年度 事業実施状況

事業・行事名	実施日時	内 容 等	参加者数	
読書週間行事 (1) 第51回こどもの 読書週間行事	4月23日(水)	■ おはなしのへや ・紙芝居、絵本の読み聞かせ、エプロンシアター等	12人	
	5月 5日(火) (祝)	■ 人形劇の会 ・上演内容「3びきのこぶた」ほか 小樽こども劇場人形劇サークル 「ぐうちよきばあ」	80人	
	5月10日(日)	■ リサイクルブックフェア ・市民から寄贈された図書で図書館の資料としない図書を無料で提供	342人	
	(2) 第63回 読書週間行事	10月12日(月)～ 10月22日(木)	■ 資料展示会「スポーツ英雄伝説」 スポーツの中のヒーロー・ヒロインたちを中心に 関連した資料の展示	一般
		10月29日(木)	■ 大人のおはなし会 ・語り、わらべうた、パネル シアターの上演(札幌おはなしの会)	26人
		11月1日(日)	■ 押し葉アート ・押し葉を使ったブックカバーとしおり作り	24人
		11月8日(日)	■ 幼児・児童から一般向けに無料リサイクル ブックフェアを実施	388人
		11月14日(土)	■ 朗読のひととき～朗読とフルーツの世界 「届かなかったラブレター」「大根の月」	60人
		11月25日(水)	■ 「篆刻で蔵書印をつくろう」 共催:小樽市学校図書館協議会	25人
	・定期行事 映画の会	毎週土曜日	映画の上映	49回 627人
おはなしの会	毎週水曜日	読み聞かせ・紙芝居ほか	50回 823人	
・夏休み・冬休みの行事				
小さなおともだちの おはなし会	7月18日(土)	語り(お話)、わらべうた、パネルシアターなど	33人	
ライブラリー・シアター	8月9日(日) 1月17日(日)	「天空の城ラピュタ」 ドラえもん「のび太と銀河超特急」	25人 56人	

事業・行事名	実施日時	内 容 等	参加者数
小学生の一日司書体験	8月 8日(土)	カウンター業務や本の整理その他の体験をする	6人
中学生の一日司書体験	7月 26日(日)		6人
新春おたのしみ工作会	1月 8日(金)	おりがみをつかってかどまつを作る	18人
ブックスタート事業	毎月2回午前9時～12時 保健所10ヵ月健診	保健所の乳幼児健診時に、子育て支援センター、絵本・児童文学研究センターと連携して実施	24回 742人
図書館出前講座 (まち育てふれあいトーク)		市内の団体要請に応じて一般や幼児・児童向けに、絵本の読み聞かせ、映画上映、また図書館の利用ガイダンスを実施	11回 311人
名曲CDコンサート	9月20日(日) 3月7日(日)	クラシックの名曲や映画音楽などのCDコンサートを実施	26人 40人
シネマ名作劇場	6月28日(日) 2月21日(日)	図書館所蔵のビデオやDVDの中から懐かしの名画を上映 「私の頭の中の消しゴム」 「黄色いリボン」	42人 53人
ちびっこクリスマス会	12月18日(金)	子ども向けに、クリスマスについての読み聞かせや、工作会を開催	23人

事業名	事業の概要	実施期間等
(4) 図書館だより「しらかば」と「きっずおたる」の発行	市民の図書館として、理解と関心を高めるために、図書館だより「しらかば」と、こどもとしょかんだより「きっずおたる」を発行する。	毎月
(5) 市立小樽図書館ガイドブックの発行	子どもを持つ保護者や幼児・児童向けに、また中学生から一般向けに各々の図書館利用の仕方、行事等についてまとめた案内パンフレットを作成する。	・子ども編 ・中学生～ 一般編
(6) ブックスタート事業	子育て支援の一環として保健所、子育て支援センター絵本・児童文学研究センターと連携し、保健所の10カ月健診時に、乳児とその保護者を対象にブックスタートを実施する。	通年
(7) まち育てふれあいトーク(図書館出前講座)	市内の団体要請に応じて出向き、一般や幼児・児童向けに絵本の読み聞かせや映画の上映、また図書館の利用についてのガイダンスを実施する。	通年
(8) ようこそ図書館へ!	市内の団体要請に応じて図書館内において、幼児・児童向けに、絵本の読み聞かせや紙芝居、エプロンシアターの上映、また、一般向けには図書館ガイダンスや司書体験を実施する。	通年
(9) 一日司書体験	小学生・中学生以上を対象とし、図書館のはたらきや司書の仕事を体験してもらうとともに、本の調べ方を学習する。	小学校編7/24(土) 中学校編7/31(土)
(10) ちびっこクリスマス会	クリスマスについての読み聞かせや工作を行う。	12月10日(金)
(11) 冬休みおたのしみ工作会	幼児・児童向けに、身近な材料で作る工作会。(内容未定)	12月23日(木・祝)
(12) ライブラリーシアター	児童向けに、長編アニメ映画を上映予定。	9月・1月・2月

事業名	事業の概要	実施期間等
(13) CD コンサート	一般向けに、クラシックの名曲や映画音楽などのCDコンサートの実施。	9月・2月
(14) おはなしの会	幼児、児童向けに、紙芝居や絵本の読み聞かせ、工作会等を開催し、スタンプラリーを実施する。	毎週水曜日
(15) 映画の会	幼児・児童向けに、映画やビデオを上映する。	毎週土曜日
(16) 図書館ホームページの充実	図書館の利用促進を高めるため、利用者に最新情報を提供できるよう、検索項目の検討等により、ホームページの充実を図る。	通 年

市立小樽図書館条例

全部改正 昭和57年12月24日条例第38号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するため、市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市立小樽図書館	小樽市花園5丁目1番1号

(事業)

第3条 市立小樽図書館（以下「図書館」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理、保存及び利用についてのこと。
- 貸出文庫、巡回文庫及び移動図書館についてのこと。
- 読書会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等についてのこと。
- 館報その他読書資料の発行等についてのこと。
- 時事情報及び参考資料の紹介等についてのこと。
- その他必要と認めること。

(職員)

第4条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒否し、又は退館させることができる。

- 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- 建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失するおそれのある者
- その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害の賠償)

第6条 利用者が、その利用により建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

(協議会)

第7条 図書館に、法第14条の規定による図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 協議会の委員の定数は、10名以内とする。
- 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(分館等)

第8条 委員会が、必要と認めるときは分館及び閲覧所等を設置することができる。

(廃止)

第9条 図書館を廃止するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行日において、現にこの条例による改正前の市立小樽図書館条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による協議会の委員である者は、旧条例による任期内に限り、この条例により選任された者とみなす。

市立小樽図書館条例施行規則

全部改正 昭和58年 1月22日教委規則第3号
最近改正 平成18年10月 5日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 市立小樽図書館条例(昭和57年小樽市条例第38号)の施行については、この規則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる日(次項の規定により休館日に当たる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで
 - (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後7時まで
- 2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
- (1) 月曜日(同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (3) 整理日(毎月の最終金曜日をいう。)
 - (4) 特別整理期間(教育委員会(以下「委員会」という。)が定める6月中の6日間をいう。)に当たる日
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(職員)

第3条 図書館に館長のほか、事務長、主査その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務長は、上司の命を受けて、館務を掌理する。
- 4 主査は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理する。
- 5 職員は、上司の命を受けて、館務に従事する。

(館内利用)

第4条 図書館の所有する図書その他資料(視聴覚教育の資料を除く。以下これらを「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、図書閲覧票(様式第1号)に所定の事項を記入し、申し込まなければならない。

- 2 図書館資料は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外利用)

第5条 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出しを受けて、館外における利用(以下「館外利用」という。)をすることができる。

- 2 初めて館外利用をしようとする者は、館長に利用者カード申込書(様式第2号)を提出し、及び身分を証明することができるもので館長が認めるものを提示し、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。
- 3 利用者カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは利用者カードを提示しなければならない。
- 4 図書館資料の貸出しは、1人につき10冊以内とし、その貸出し期間は2週間以内とする。
- 5 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
- 7 次の図書館資料は、貸出しをしない。
 - (1) 貴重な郷土資料
 - (2) 各種新聞、官公報及び新着雑誌
 - (3) 辞典、事典、年鑑及び地図
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたもの

(視聴覚教育の資料及び機器の利用)

第6条 視聴覚教育の資料(以下この条において「資料」という。)は、映画フィルム、スライドフィルム、紙しばい、ビデオテープ、録音テープ及びレコードとする。

- 2 資料は、市内の学校、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体(以下この条において「団体」という。)に貸出しするものとする。ただし、大型版を除く紙しばい(以下この条において「紙しばい」という。)については、この限りでない。
- 3 資料の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚資料貸出し申込書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。

- 4 資料は、その使用について次の各号のいずれかに該当するときは貸出しをしない。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 特定の政党の政治的活動及び特定の宗教的活動のために使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、館長が不相当と認めたとき。
- 5 資料の貸出し期間及び貸出し数量については、館長が定める。
- 6 紙しばいの館外利用については、各項に定めるもののほか、前条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「10冊以内」とあるのは、「2巻以内」と読み替えるものとする。
- 7 視聴覚機器を使用しようとする団体は、視聴覚機器使用申込書（様式第4号の2）を提出し、館長の承認を受けなければならない。

（貸出し文庫、巡回文庫）

- 第7条 貸出し文庫及び巡回文庫（以下「文庫」という。）は、10人以上で構成される市内の団体が開設することができる。
- 2 文庫を開設しようとする団体の代表者は、文庫開設申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）を、館長に提出しなければならない。
- 3 館長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、必要な事項を審査し、文庫を開設することが適当と認めたときは、文庫開設承認書（様式第6号）を交付するものとする。
- 4 文庫に対する図書館資料の貸出し期間及び貸出し冊数については、館長が定める。
- 5 文庫を開設している団体が文庫を廃止するときは、貸出しを受けている図書館資料を返納し、文庫廃止届（様式第7号）により館長に届け出るものとする。

（移動図書館）

- 第8条 委員会は、必要な地域に移動図書館を設けることができる。
- 2 移動図書館の利用については、第5条第1項から第6項までの規定を準用する。

（図書館資料の寄贈）

- 第9条 寄贈を受けた図書館資料は、その品目、員数及び寄贈者の住所、氏名等を記録して保管しなければならない。

（個人の所有する図書等の預かり及び閲覧）

- 第10条 個人の所有する図書その他資料（以下これらを「図書等」という。）を図書館に預け、公衆の閲覧に供しようとする者は、当該図書等の品目、員数等を詳しく記載した文書等を委員会に提出してその承認を得た後、当該図書等を図書館に送達するものとする。
- 2 前項の図書等は、別に定めのある場合を除き、図書館資料と同様に取り扱わなければならない。

（委任）

- 第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭60. 2. 8教委規則1）

付 則（平元. 1. 8教委規則1）

付 則（平2. 4. 4教委規則10）

付 則（平3. 2. 12教委規則1）

付 則（平3. 4. 24教委規則2）

附 則（平6. 3. 30教委規則7）

附 則（平10. 3. 26教委規則4）

附 則（平10. 6. 25教委規則11）

附 則（平13. 3. 29教委規則5）

附 則（平15 10. 17教委規則9）

附 則（平18 10. 5教委規則6）

この規則は、公布の日から施行する。

市立小樽図書館協議会規則

制 定 昭和43年7月22日教委規則第4号
最近改正 平成 2年4月 4日教委規則第10号

(目的)

第1条 市立小樽図書館条例第7条に定める図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営については、この規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 協議会に委員長、副委員長をおくものとし、その選出は委員の互選による。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

(会議)

第4条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市立小樽図書館において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平2. 4. 4教委規則10）

この規則は、公布の日から施行する。